

令和4年3月8日

保護者各位

光南高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（依頼）

このことについて、本県では「まん延防止等重点措置」は解除されましたが、県独自対策の「感染拡大防止重点対策」（3月7日～31日）を実施することとなりました。

つきましては、県教育委員会の通知に従い、下記のとおり感染対策を徹底してまいりますので、御家庭におかれましても感染防止に御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和4年3月7日(月)から同月31日(木)まで  
※終了期日については、改めてお知らせします。
- 2 対象期間における対応（通知の内容）
  - (1) 引き続き、感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については停止すること。
  - (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）との不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域との往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
  - (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。
  - (4) 部活動における他校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施すること。ただし、発熱等の体調不良者が発生した場合は、躊躇せず停止すること。など
- 3 引き続きの対応
  - (1) 基本的な感染対策の指導を徹底します。  
・マスク着用の徹底 ・換気の徹底 ・昼食時の注意 ・手洗い、消毒の徹底
  - (2) 差別や偏見が生じないように、きめ細やかな指導を行います。
  - (3) 学校行事等については、中止や延期するなど、安全・安心を優先します。
- 4 御家庭における対応
  - (1) 毎朝の検温や発熱等の風邪症状の確認を徹底し、症状がある場合には決して登校させず医療機関を受診し、症状が治まってもすぐに登校せず医療機関と相談するなどして登校させてください。  
※感染対策のため登校できない場合は、欠席でなく出席停止扱いとします（その際は必ず出席停止証明書をクラス担任から受け取り学校へ提出してください）。
  - (2) 新型コロナウイルスの感染が心配される場合や同居者等がPCR検査を受ける場合などは、即座に学校まで連絡願います。

（事務担当 教頭 電話 0248-42-2205）